平成２２年（フ）第１２２２号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２―102号
債務者　冨原　廣夫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３８号
大阪市生野区巽東２丁目１番６―111号
債務者　タカテックこと　綾仁　俊廣
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　亜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６号
青森県八戸市根城２丁目３番14号　ＨＥＩＭハタヤマ302号室、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字椛木字上羽黒１番地
債務者　日向端　司
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
福岡県福岡市中央区六本松３丁目16番16―211号
債務者　下田　和高
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　裕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６号
北海道伊達市舟岡町154番地２　にれの木団地10―103号室
債務者　浅水　京子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　里美
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８５号
函館市山の手１丁目７番18号
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
函館市亀田港町45番９号
債務者　福原　照世
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９１号
函館市駒場町11番５―402号
債務者　奈良　孝司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
函館市駒場町11番５―402号
債務者　奈良　敦子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９４号
函館市陣川２丁目７番１号
債務者　宮崎　洋生
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目１番26―201号
債務者　澤田ます子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂609番地２　サンコーポラス河北第１棟―503号、前住所山形県西村山郡河北町谷地乙151番地
債務者　井上　宏幸
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４４号
山形市城西町２丁目７番11―５号　清風荘３号、前住所山形市清住町１丁目２番10号
債務者　加藤ミナ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５号
山形県東根市大字泉郷甲2697番地の１、前住所山形県新庄市大字泉田字泉田171番地
債務者　太田　美奈（旧姓二戸）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅13―25号
債務者　中島　將雄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２７号
群馬県太田市新田木崎町1444番地23　丸山荘２号棟
債務者　小林　理恵
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３０１号
愛知県西尾市伊藤１丁目９番地１　アネシス103号室
債務者　杉浦　慎理
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係